

災害時の避難に支援が必要な方の情報を地域で共有 「避難行動要支援者名簿」作成

名簿作成の流れ



7/22(火)

「外部提供同意書」を発送 対象となる区民の方(要支援者)

- ① 75歳以上で一人暮らし、または75歳以上の方だけの世帯
- ② 介護保険制度の要介護3～5に該当する方
- ③ 身体障害者手帳(肢体、視覚、聴覚)の1・2級に該当する方
- ④ 愛の手帳の1・2度に該当する方

※特別養護老人ホームに入所している方は除きます

対象以外の方も右記受付窓口で名簿登録できます

避難に支援が必要で名簿の提供に同意する方は、必要事項を記入し返送 8/29(金)まで

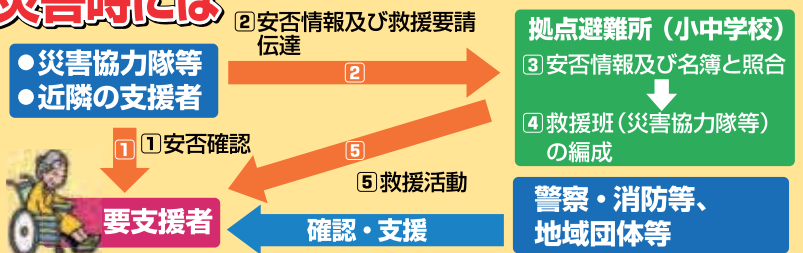
地域団体等に名簿を提供 提供する地域団体等

災害協力隊、民生・児童委員、
 長寿サポートセンター(地域包括支援センター)、
 長寿サポート(在宅介護支援センター)



災害協力隊等が個別に訪問調査などを実施

災害時には



※1 同意の有無に関わらず、作成した名簿は拠点避難所での救援活動に活用します。
 ※2 地域団体等はボランティア精神に基づき、実施可能な範囲での避難誘導や安否確認を行います。災害の種類や規模、被災状況によっては支援ができない場合もあることをご了承ください。

区では、災害が発生した際に自力で避難することが困難な方を掲載した「避難行動要支援者名簿」を作成します。平成25年6月の災害対策基本法の改正を受けて作成するもので、災害時に名簿を活用して、避難支援や安否確認を行うための仕組みを築きます。

対象となる方に「外部提供同意書」を発送
 7月22日(火)に区で避難行動要支援者として名簿登録の対象にしている方に、事業のご案内と「江東区避難行動要支援者名簿の外部提供同意書」を発送します。「外部提供同意書」は、災害協力隊(町会・自治会等を単位として組織される

自主防災組織)等の地域団体に名簿を提供することについての同意を確認するための書類です。提出していただくご警察・消防等の関係機関に加えて、地域団体等にも避難行動要支援者名簿を提供します。災害協力隊等は、具体的な避難支援の方法を検討し、個別の避難支援計画(個別計画)を作成するため、訪問調査等を行います。同意書の返送期限は、8月29日(金)です。

対象以外の方で名簿登録を希望する方は届け出を
 区で名簿登録の対象としていない方(①～④)に該当しない方でも、災害時の避難に支援が必要な方は登録できますので、受付窓口で手続きをしてください。「受付窓口」区役所(福祉課、防災課、障害者支援課、保健所保健予防課、各保健相談所、長寿サポート、長寿サポートセンター)

名簿の登録届出書兼外部提供同意書
 ※今年度の名簿に登録するためには9月30日(火)までに手続きしてください。
 地域防災力のさらなる向上を目指して
 今回の取り組みは、地域内の避難に支援を要する方の情報を災害が起こる前から地域の中で共有することで、地域防災力を高めることを目的としています。提出書類「避難行動要支援者

活動を円滑にし、被害の軽減(減災)を目指します。
 区から発送した郵便物に関するお問い合わせセンター
 ☎(5644)58366
 ☎(3644)74318
 ☎(3644)79186
 区の防災対策全般に関することと防災課災害対策係
 ☎(3644)79587
 FAX(3644)78440

江東花火大会 8月5日(火) 詳細は8面へ

情報公開と個人情報保護

平成25年度実施状況報告

情報公開制度

情報公開制度は、区が保有する行政情報の内容を具体的に明らかにすることで、皆さんの説明責任を果たし、公正で開かれた区政運営を保障していくための制度で、次の3つの制度があります。

- 開示請求制度
江東区情報公開条例に基づき開示請求権に対する義務的なもの
- 情報提供制度
条例上の請求とは異なり、申出を受けて区が任意に情報を提供するもの
- 情報公表制度
請求や申出を前提とせずに区が義務的に情報を公表するもの

情報公開の実施状況

平成25年度の公文書の開示請求(申出)件数は、延べ5,561件でした。このうち開示請求(義務的開示)によるものが242件、残り5,319件は情報提供申出(任意的公開)によるものです。

開示請求(義務的開示)の実施機関別内訳は、区長の事務に関するものが176件で、そのうち都市整備部または土木部が保有する土木・建設関係文書について開示を求めるものが計108件と最も多くなっています。その他の実施機関別内訳は、教育委員会が38件、区議会が23

平成25年度情報公開個人情報保護制度の実施状況 平成26年3月31日現在

区分	請求件数	開示可否の決定件数					取下げ
		開示	一部開示	非開示 A	非開示 B	計	
公文書開示請求(義務的開示)	242	109	120	3	9	241	1
情報提供(任意開示)	5,319	5,319	-	-	-	5,319	-
情報公開件数合計	5,561	5,428	120	3	9	5,560	1
自己情報開示等請求	160	87	49	0	24	160	0

(注)非開示のB欄は、実施機関が対象文書を保有していない場合の文書不存在による非開示件数

件、選挙管理委員会が3件、監査委員が2件でした。

情報提供申出(任意的公開)の主なものとしては、都市整備部が保有する建築計画概要書、都市計画決定図書関係文書等が4,817件、保健所の保有する食品衛生等の関係文書等が383件でした。

個人情報保護制度

個人情報保護制度は、区民の皆さんに、区が保有する自分の情報の開示、訂正、削除および利用停止を請求する権利を保障し、一方、区には、個人情報を利用するに当たって、次のようなルールを義務付けるものです。

- 利用目的を明確にした個人情報の適正な収集
- 個人情報の漏えい、改ざん、滅失その他の事故防止のための必要な措置
- 目的外利用や外部提供の原則禁止
- 個人情報に関する業務登録とファイル登録
- 個人情報に係る業務処理を外部へ委託する場合等の外部委員による意見聴取
- 職員や受託業務従事者等への罰則適用

自己情報開示等請求の実施状況

自己情報の開示請求件数は160件あり、主なものは、福祉部の保有する介護保険認定関係書類等が63件、その他区民部が保有する印鑑登録、住民票、戸籍、税証明関係書類等が68件でした。

情報公開コーナー

これらの請求・決定状況の詳細は、区役所2階こうとう情報ステーション内「情報公開コーナー」で閲覧できます。同コーナーでは、区の長期計画その他重要な基本計画、予算書、決算書、区議会本会議録、入札経過調書等の区政資料が閲覧できるほか、複写機(有料)と閲覧用のパソコン(無料)を設置しています。

情報公開・個人情報保護窓口

各制度の利用請求の受付は、情報公開個人情報保護窓口のほか、各課でも行っています。お気軽にご相談ください。

国際的な子の連れ去りに関する条約「ハーグ条約」4月から発効

区役所などでパンフレット配布中

16歳未満の子どもを両親の一方が他方の親の同意を得ずに、住んでいた国から他の国に連れ去った場合に、もとの国に子どもを戻すための国際協力の仕組みを定めた「ハーグ条約」が正式名称で「ハーグ条約」は通称で、「国際的な子の奪取の民事上の側面に関する条約」が正式名称です。平成26年4月1日に日本でもこの条約が発効し、条約の実施に関する法律が施行されました。

国保料の納付期限は各月末日

皆さんの納付で支える国保制度

国民健康保険は、職場の医療保険に加入していない方などが加入する医療保険です。病気がかかる際、安心して医療機関にかけられるよう、すべての方がいづれかの医療保険に加入することとなっています。

皆さんに納めていただく保険料は、国保制度を支える大切な財源となっていますので、保険料は各月末日の納付期限までに納めてください。なお、納めに行く手間が省け、納め忘れの心配のない口座振替が便利です。

また、みずほ・三菱東京UFJ・三井住友・ゆうちょ銀行、東京ベイ・東京東信用金庫は、キャッシュカードを用いて、口座振替手続きが簡単にできます。「手続きに必要なもの」国民健康

守りつね、交通ルール

交通事故のない社会を目指して

夏休みに入り、子どもだけでなく出かける機会が増えます。子どもが当事者となる交通事故は、道路の横断中(横断歩道を含む)、自宅近くの生活圏内(通いながら道、よく遊ぶ場所)、学校からの帰りや帰宅後の夕方の時間帯に多く発生しており、飛び出しや安全確認が不十分なことが原因となっています。

「子どもの交通安全ワンポイント」

- 道路を横断するときは横断歩道や横断歩道橋を利用する
- 青信号であっても右左の安全を確認して、車が止まってから横断する
- トラックなど大きい車には特に注意する
- 道路では遊ばない
- また、自転車に乗るときは「自転車安全利用五則」を守り、信号のない交差点や「止まれ」の標識のある場所では必ず一時

保証証・普通預貯金(総合口座)のキャッシュカード

※窓口で暗証番号の入力が必要「上記以外の金融機関の場合に必要なもの」国民健康保険証、預貯金通帳(コピー可)、金融機関名・支店名・口座番号がわかるもの、通帳使用の印鑑

【医療保険課保険料係(区役所2階8番) 窓口、各出張所】
☎(3647)3169
FAX(3647)8443

「自転車安全利用五則」

- 自転車は車道が原則、歩道は例外
- 車道は左側を通行
- 歩道は歩行者優先で、車道寄りを行
- 安全ルールを守る
(飲酒運転・二人乗り・並進・傘差し運転・運転中の携帯電話使用等の禁止、夜間はライトを点灯、交差点での信号遵守と一時停止・安全確認)

子どもたちは見えています、あなたの交通マナー

子どもは大人の真似をします。子どもたちのお手本となるよう、保護者や地域の大人たちが交通ルールやマナーを守り、交通事故を防止しましょう。

交通対策課交通係

☎(3647)4784

平成26年度 税制改正

軽自動車税の税率見直しなど

地方税法の一部改正等に伴い、「江東区特別区税条例」等の一部を改正しました。

軽自動車税の税率の見直し

○平成27年度分軽自動車税より、四輪車等の税率を自家用乗用車は1.5倍、その他の区分の車両は約1.25倍に引き上げます。ただし、平成27年3月31日以前に最初の車両番号の指定を受けたものは、経過措置として現行税率が適用されます。

肉用牛の売却による事業所得に係る課税の特例の延長

肉用牛の売却による事業所得に係る免税措置の適用期限について、平成30年度分まで3年延長します。

優良住宅地の造成等のために土地等を譲渡した場合の長期譲渡所得に係る課税の特例の延長

優良住宅地の造成等のために土地等を譲渡した場合の長期譲渡所得に係る課税の特例の延長について、平成29年度分まで3年延長します。

平成27年度分軽自動車税より、二輪車および小型特殊自動車等の税率を現行の約1.5倍(最低2,000円)に引き上げます。

特別区民税・都民税の納付相談

区では、特別区民税・都民税の納付が困難な方を対象に、平日夜間臨時電話相談を行います。日中の来庁や電話が困難な場合には、こちらをご利用ください。

税を未納のままにしておく、延滞金が加算されるばかりでなく、財産の差押処分を受けること

税を未納のままにしておく、延滞金が加算されるばかりでなく、財産の差押処分を受けること

みんなんで考えよう 地域のまちづくり 都市計画提案制度



▲提案制度により町並み整備が進んでいる豊洲5丁目

区では、地域のまちづくりについて、区民が提案できる「江東区都市計画提案制度」を設けています。現在お住まいの地域が抱える課題について、住民の方々と話し合い、意見がまとまれば、区にまちづくりの提案ができる制度です。ただし、提案には次の条件などを満たす必要があります。

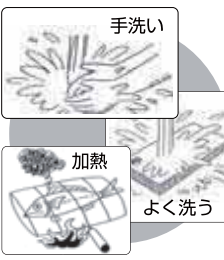
提案条件

- 区域内の土地所有者等および土地の面積の3分の2以上の同意があること
- 5,000平方メートル以上のまとまりのある土地であること

○都市計画法第13条その他の法

夏は食中毒が多発 食品の加熱、調理器具の消毒、手洗いなど十分注意を

夏は食中毒が多い季節です。小さいお子さんや高齢の方は、食中毒になると重症になることがあるので特に注意が必要です。生の肉には食中毒の原因になる細菌がついていることがあります。

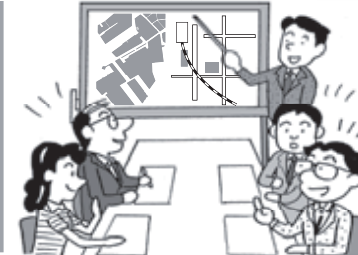


- 「園をつけない」
- トイレの後、食事の前、調理を始める前、生の肉や魚に触れた後は石けんで十分に手を洗いましょう。
- 生の肉や魚などを切ったまま

令の規定に基づく基準に適合すること
提案制度の手続き等詳細については区ホームページをご覧ください。ただ、都市計画担当にお問い合わせください。

都市計画課都市計画担当

☎(3647)9454



板などはすぐに洗いましょう。生野菜など、加熱をしないで食べる食品の調理器具は、肉・魚とは別に用意しましょう。

「園を増やさない」

○冷蔵が必要な食品を買った時は、できるだけ早く冷蔵庫に入れ、早く食べましょう。

「園をやっつける」

○食品は中心部の色が変わるまで十分に加熱しましょう。

○バーベキューや焼肉をするときは、生肉専用のトングや箸で焼きまじりましょう。料理を口に運ぶ箸と区別してください。

江東区の大気環境は改善傾向 きれいな大気のためさらなる取り組みに協力

区では、区内3地点に一般環境大気測定局を設置し、大気中の汚染物質を測定しています。平成25年度の調査結果では、二酸化窒素(NO₂)は、全測定局で環境基準を達成しました。平均濃度は0.023ppmで、年々減少傾向を示し、着実に改善しています。

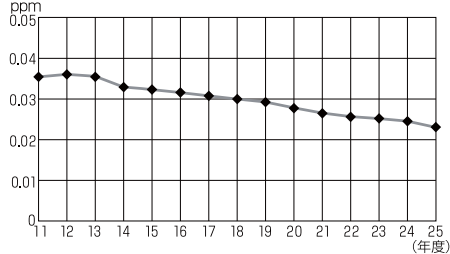
また、二酸化硫黄(SO₂)も環境基準を達成しました。一方、光化学スモッグの原因となる光化学オキシダント(O₃)は、東京都や他区と同様、環境基準を達成しませんでした。

また、二酸化硫黄(SO₂)も環境基準を達成しました。一方、光化学スモッグの原因となる光化学オキシダント(O₃)は、東京都や他区と同様、環境基準を達成しませんでした。

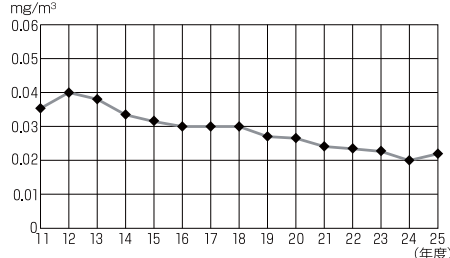
環境保全課調査係

☎(3647)6148

大気中の二酸化窒素(NO₂)濃度(3局平均)



大気中の浮遊粒子状物質(SPM)濃度(3局平均)



凡例 曜日・場所・集合 対象・定員 費用 内容 講師 保一時保育 締切日 申込み 問い合わせ ホームページ Eメール

優秀技能者表彰

優れた技能・技術者の推薦を!

区では、区内で永年にわたる同一の業種に従事し、優秀な技能・技術を有する方などを対象に表彰をしています。

表彰された方は、産業会館常設展示場(東陽4-5-18)の優秀技能者コーナーにて1年間パネル等でご紹介します。

【表彰対象者】

次の要件を満たす方。なお、職歴や年齢に関係なく、業種における全国大会などで優秀な成績を修めた方を表彰する特別表彰制度もあります。

○40歳以上で同一業種に20年以上従事し、現在もその職に従事していること

○卓越した技能・技術を有し、後進の指導育成を積極的に行

オシャレな洋服交換イベント「カンビアーレ」春夏物限定

8/10(日)

クロゼットに眠るオシャレな洋服を誰かと交換しませんか?えこっこく江東で洋服交換イベント「カンビアーレ」を開催します。「カンビアーレ」はイタリア語で「交換する」ことを意味します。

着なくなった大切な洋服を他の方に譲るために会場に展示し、代わりに気に入った洋服を持ち帰ることができるオシャレでエコなイベントです。

着なくなった大切な洋服を他の方に譲るために会場に展示し、代わりに気に入った洋服を持ち帰ることができるオシャレでエコなイベントです。

【表彰対象業種】

【表彰式】

【受付期間】

【推薦方法】

職種団体または同業者5人以上による推薦が必要です。経済課(区役所4階29番)にある所定の推薦調書(区ホームページから入手可)に記入し、〒135-8333区役所経済課産業振興係へ郵送または窓口へ

TEL (3647) 2332
FAX (3647) 8442

【参加方法】

○着用感のない春夏物衣料(洗濯済みのもの)をお持ちください(10点まで。新品やクリーニング済の衣料でも長らく自宅保管していたものは再度洗濯してください。状態によっては引き取れない場合があります)。

○持ち帰りは5点まで。持ち帰り用の袋をご持参ください。○当日、所定のカード(区のホームページから入手可)にサ

グランチャ東雲夏祭り

模擬店、ゲームコーナー、震災復興イベントなど

8/3(日)

グランチャ東雲では今年も夏祭りを開催します。当日は模擬店やゲームコーナー、イベントコーナーなど盛りだくさんの内容で、登録されていない方も楽しく参加いただけます。4年目を迎え、より一層地域



▲楽しいイベントが目白押し



※夏祭りの収益は東京YMCA東日本大震災復興支援の基金とさせていただきます。時 8月3日(日) 午前11時～

イズや次に着る方へのメッセージなどを記入していただきます。

○引き取り手のなかった衣類は古着回収事業により国内外で再利用します。

※会場は公共交通機関でお越しください。 8月10日(日) 午後2時～4時(最終受付は午後3時半) 4時(最終受付は午後3時半) 29-7-16 16歳以上※ご同様の入室可。ただし、ご同

に根差した活動を進めていきます。ポランテアの参加も大歓迎です。みんなでお祭りを盛り上げていきますよ。東日本大震災復興支援のためのイベントも計画しています。無料巡回バスを運行していますのでご利用ください。(停留所・時刻などの詳細は、区およびグランチャ東雲ホームページでご確認ください)。

午後4時※3階フロアは夏祭りのため終日通常営業は休止※台風など荒天の場合は中止します。(ホームページおよび施設のご案内内します) 場 グランチャ東雲(東雲1-9-46) 〇なただちも

「応募資格」

「募集内容」

「応募資格」

のらくろマンガ賞作品募集

「のらくろマンガ賞」イラスト

各部門をプロの漫画家が審査

「田河水泡・のらくろ館」を併設する森下文化センターでは、今年で10回目を迎える「のらくろマンガ賞」の作品を募集します。夏休みを利用して、ユーモアあふれるオリジナル作品を描いてください。ご応募お待ちしています。

「応募資格」

「募集内容」

「応募資格」

「募集内容」



「のらくろ」 〇田河水泡/講談社

「模範店、ゲームコーナー、イベント、物産展など」

「当日直接会場へ」

「お問い合わせ先」

「応募資格」

「募集内容」

「応募資格」

「募集内容」

「応募資格」

「募集内容」

食品中の放射性物質の検査結果

区では、区内の店舗で販売されている食品や小中学校の給食用食材などに含まれる放射性物質を検査しています。6月は区内流通食品10サンプルと、給食用食材は第四砂町小、豊洲小、東陽小、北砂小の給食用食材各校5サンプルの合計20サンプルを採取して検査を行い、いずれも放射性セシウムは不検出でした(検出下限値25ベクレル/kg)。給食用食材は、使用する前日に検査を行っています【小中学校についての問合先】学務課給食保健係 ☎ 3647-9177【その他測定全般に関する問合先】保健所生活衛生課食の安全係 ☎ 3647-5812 ※詳細は、区のホームページをご覧ください。



地域で活動する団体のイベント・活動情報などが集まるポータルサイトです。情報収集・発信の場としてご活用下さい。【パソコンから】<http://kotocommu.net/> 【携帯電話から】<http://genki365.net/gnkk22/i/> ※右記の二次元コードからも入れます 〇 区民協働推進担当 ☎ 3647-8570

